

Q7-6 付帯税について教えてください。

1. 申告滞報金

納税義務者が納付期限内に確定申告をしなかった場合で、税務当局の滞報通知書を受けてから 15 日以内に確定申告を行った場合、その納税額の 10%の申告延滞金が徴収されます(ただし、NT\$1,500 以上 NT\$3 万 以下)。

2. 申告過怠金

納税義務者が納付期限内に確定申告をしなかった場合で、税務当局の滞報通知書を受けてから 15 日を超えても申告を行わなかった場合、納付すべき税額の 20%の申告過怠金が徴収されます(ただし、NT\$4,500 以上 NT\$9 万 以下)。

3. 納付延滞金および延滞利息

納税義務者が納税期限を超過してから税額を納付する場合、期限を 2 日超える毎に滞納した金額の 1%が延滞金として徴収されます。なお、期限を 30 日過ぎてもまだ納付していない場合、強制執行のために税務当局から裁判所に事案が移送されます。

また、上記の 30 日経過した翌日から納税義務者が納付する日まで納付税額に対して規定の利率(郵便貯金の 1 年物定期貯金の固定利率)に基づく利息が併せて徴収されます。

4. 過料

申告漏れまたは過少申告があった場合、申告漏れ額の 2 倍以下の過料が科されます。確定申告を怠り、しかも税務当局の調査により課税されるべき所得額が発見された場合、規定により納付すべき追徴税額を決定し、追徴税額の 3 倍以下の過料が科されます。